

<参考>

大型車誘導区間の指定に関する背景等について

1. 本制度の背景について

道路の老朽化への対応として、適正な道路利用を促進することが一層重要となっております。本年5月9日に策定された「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」において、「0.3%の重量を違法に超過した大型車両が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占める」との試算が示されるなど、とりわけ大型車両の通行の適正化が必要とされております。

その一環として、平成25年6月5日に公布された「道路法等の一部を改正する法律」では、国土交通大臣において、大型車誘導区間を指定した上で、当該区間を通行経路とする大型車両に係る通行許可手続を一元的に実施することとする規定が設けられ、本年5月30日に施行されました。

2. 対象車両について

車両の幅・重量等について、一定の基準を満たす大型車両が通行許可手続の一元的実施の対象となります。当該基準については、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第7条に規定されております。

3. スケジュールについて

- 10月20日（月） 大型車誘導区間の公示（官報への告示掲載）
- 10月27日（月） 運用開始